

表-13.2(4) 国土交通大臣意見に対する事業者の対応一覧

| | 国土交通大臣意見 | 事業者の対応 |
|----|--|--|
| 15 | サンゴ類、海草藻類等の海域生物及び海域生態系の環境監視については、調査監視項目に赤土等の堆積量 (SPSS) を加えるとともに、トゥールグチから轟川河口南側の海域も含め、調査地点を設け、年間を通じた調査及び大規模な降雨後の調査を行うこと。また、その旨を評価書に記載すること。 | 海域生物・海域生態系の環境監視については、調査項目に赤土等の堆積量 (SPSS) を追加し、トゥールグチ付近や白保海域にも調査地点を設け、調査時期及び調査回数等を追記した。(p8-14) |
| 16 | 本事業の実施にあたっては、自らの流出防止対策を実施するとともに、調査結果の提供など関係者への働きかけを行うなど関係者と一体となって、赤土等流出防止対策を行うこと。また、その旨を評価書に記載すること。 | 赤土等流出防止対策等の事後調査及び環境監視の結果については、石垣市や沖縄県等の関係機関に提供するとともに、今後設置が予定されている轟川流域において、農地等からの赤土等の流出防止対策を検討する流域協議会へのオブザーバー参加や情報交換など協力し、事業実施区域における赤土等流出防止対策を行うことを追記した。(p7-73) |
| 17 | 旅客ターミナルから発生する汚水の処理について、全窒素 (TN)、全リン (TP) の処理能力を持つ浄化槽を設置すること。また、その旨を評価書に記載すること。 | 浄化槽は、予測・評価の前提である国土交通省告示 (平成13年第353号) 第7第一号の接触ばっ気法・ろ過方式に基づく処理能力以上のものとし、栄養塩類による海域への負荷をさらに低減するため、全窒素、全リンについてより高い処理能力を持つ浄化槽を設置することをも今後検討し、かつ、必要に応じ今後設置が予定されている空港ターミナル会社 (仮称) に要請することを追記した。(p6-1-56) |
| 18 | 環境監視については、カンムリワシに加えてリュウキュウツミ及びズグロミゾゴイを対象種とし、これら3種の監視項目については、カンムリワシと同様の項目に航空機騒音の影響を加え、専門家の指導、助言を得た上で、繁殖期を含めた適切な時期に実施すること。また、その旨を評価書に記載すること。 | 陸域生態系 (カンムリワシ等) の環境監視については、リュウキュウツミ、ズグロミゾゴイを対象種として追加し、航空機騒音の影響として調査期間をカンムリワシと同様に飛行場の施設の供用後3~5年程度とし、また繁殖期及び巣立ち後の幼鳥 (若鳥) が確認できる適切な時期に調査を行うことを追記した。(p8-13) |
| 19 | 各工区において工事に着手する際には、事前に、工事区域及びその周辺区域においてこれらカンムリワシ、リュウキュウツミ、ズグロミゾゴイの営巣の有無について確認調査を行い、営巣が確認された場合には、専門家の指導、助言を得た上で、適切な措置を講じること。また、この旨を評価書に記載すること。 | 工事に着手する際には、ズグロミゾゴイと同様に、事前にカンムリワシ、リュウキュウツミの営巣の有無について確認調査を行うこと、営巣が確認された場合、繁殖が終了するまでは、営巣箇所周辺を避けて工事を行うこと、専門家の指導・助言を得た上で、営巣箇所と建設機械との距離を広げるなどの適切な措置を行うことを追記した。(p7-30、31、p8-5、6) |
| 20 | 繁殖のため陸域から海域に移動するヤシガニ、オカヤドカリ類については、専門家の指導、助言を得た上で、移動経路の位置及び構造等についてさらに検討し、必要に応じて新たな移動経路を確保するなど、適切な措置を講じること。また、検討の過程及び講じる措置を評価書に記載すること。 また、事後調査を実施すること。その旨を評価書に記載すること。 | ヤシガニ、オカヤドカリ類の移動経路について、空港北側に設置する緑地が移動経路として利用可能であると判断できることから、緑地の創出に当たっては、餌となる果実等の付く樹木を植栽することや、空港北側のボックスカルバート内部の構造については、ヤシガニやオカヤドカリ類が移動経路としてより利用しやすい形状となるよう配慮することを追記した。(p6-9-101) 空港北側に創出する緑地について、ヤシガニ、オカヤドカリ類の利用状況を確認する事後調査を実施することを追記した。(p8-12) |